

東京市林王等四十一人、一四番組ニ選出スルコトニ決ス

4、官業労働組合東京出張部設置ノ件

委員モリス等五名ヲ選出スルコトニ決ス

5、大蔵省ニ提スル提出案ニ對シテ、大蔵省文ヲ返シ、其ニ附シテ東京

ニ提スルハ、其ニ官業労働ノ利益ヲ圖ルニシテ、大蔵省職權ノ貫徹

當面ハ、大蔵省職權ノ行使ニ對シテ、大蔵省ノ利益ヲ保護スル

8、大蔵省職權ノ行使ニ對シテ、大蔵省ノ利益ヲ保護スル

ハコトニ決ス

9、官業労働共済組合提案全國労働組合連合會東京委員、其ニ東京

向東京委員、其ニ提出案、大蔵省職權ノ行使ニ對シテ、大蔵省ノ利益

ヲ保護スルハ、其ニ官業労働ノ利益ヲ圖ルニシテ、大蔵省職權ノ貫徹

當面ハ、大蔵省職權ノ行使ニ對シテ、大蔵省ノ利益ヲ保護スル

官業労働者政治行動干渉ニ對スル反對運動ノ件

當局ハ官業労働者ニ對シ政治運動參與ヲ干渉セントスル模様

アルヲ以テ別記第三號決議文ヲ作り大蔵省及陸軍省ニ送付ス

ルコトニ決ス

6、全官業労働共済組合對策協議會ニ對スル態度決定ノ件

1、政府ニ提出スル官業労働共済組合法人化ノ具體的事項決定ノ

件

全官業労働共済組合對策協議會實行委員ニ於テ作製セル別記

第四號「官業共済組合法人法案」ヲ其儘承認スルコトニ決定

2、衆議院議員ニ依頼シテ第五十四回議會ニ官業共済組合法人法

案提出スルノ可否及其具體的事項決定ノ件

前記「法人法案」ヲ衆議院議員ニ依頼シテ目的ノ貫徹ヲ圖ル

3、前二項ノ實行運動ノ件